

第 6179 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月12日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 個人事業者が死亡した場合

Q : 個人商店を営んでいた主人が亡くなりました。所得税や消費税の申告・届出はどうすればいいのでしょうか？

A : 次のようになっています。

【解説】

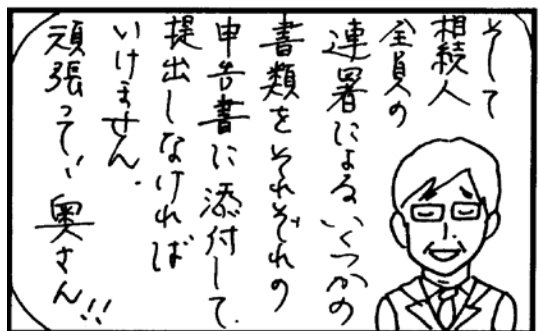
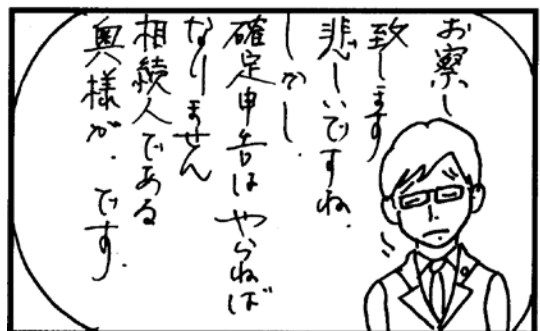
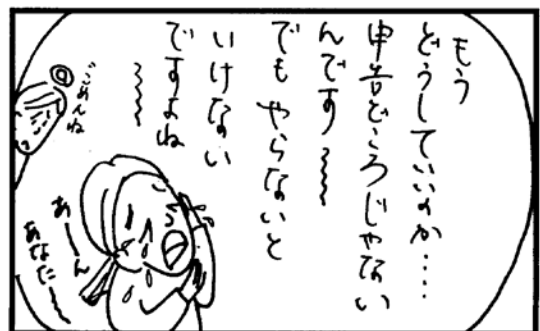
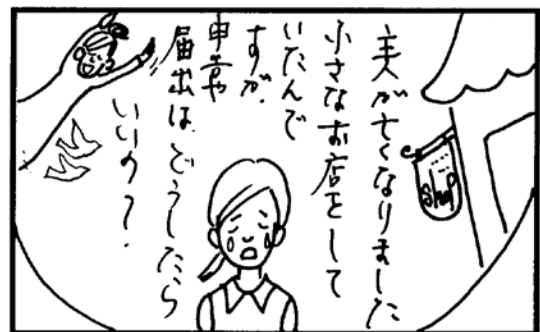
確定申告書を提出すべき者が死亡した場合には、死亡した者の相続人が、相続の開始を知った日の翌日から4ヵ月以内に確定申告書(準確定申告書)を提出しなければなりません。そして、これらの申告書を提出する場合には、原則として、相続人全員の連署による次の書類を、各申告書に添付して提出することとされています。

- ① 所得税の確定申告付表 (兼相続人の代表者指定届出書)
- ② 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書

なお、還付申告書を提出できる者が死亡した場合については、特に提出期限が定められていませんので、還付請求権の時効(請求ができる日から5年間)成立前であれば、いつでも提出することができます。

また、届出書については、それぞれ次の期限までに提出することとなっています。

- ① 所得税関係については、「個人事業者の開廃業等届出書」を開廃業の日(相続開始の日)から1ヵ月以内に提出
- ② 消費税関係については、「個人事業者の死亡届出書」を速やかに提出



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】